

令和6年度

定期監査報告書

佐久市監査委員

6 佐監第 3 1 号
令和7年 1 月28日

佐 久 市 長 柳 田 清 二 様

佐久市代表監査委員 佐々木 義 明

佐 久 市 監 査 委 員 神 谷 宗 利

佐 久 市 監 査 委 員 土 屋 俊 重

定期監査等の監査結果に関する報告について(提出)

地方自治法第199条の規定による定期監査及び財政援助団体等監査を佐久市
監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出しま
す。

目 次

1 定期監査報告

1 監査の期日及び対象	1
2 監査の方法	1
3 監査の意見	1

定期監査報告

1 監査の期日及び対象

○ヒアリングを伴う監査

監 査 期 日	監 査 対 象 課 等
10月28日（月）	総務課 秘書課
11月5日（火）	企画課 契約課 移住交流推進課 市民課 健康づくり推進課
11月11日（月）	国保医療課 生活環境課 子育て支援課 都市計画課 建築住宅課
11月15日（金）	臼田小学校 臼田図書館 野沢小学校 佐久城山小学校 学校給食南部センター
11月20日（水）	農政課 耕地林務課 観光課 学校給食課 教育施設課
11月22日（金）	学校教育課 生涯学習課 中央公民館 東公民館 平根保育園
11月26日（火）	中込中学校 中込小学校 中込公民館 青沼保育園 泉保育園
11月29日（金）	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 下水道課
12月19日（木）	中佐都小学校 学校給食北部センター 浅科公民館

2 監査の方法

監査にあたっては、その事務事業が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、令和6年4月1日から令和6年9月末日までの内容で提出のあった予算の執行状況等の資料及び関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を佐久市監査基準に準拠して実施しました。

また、ヒアリングを伴う監査対象外の課等においては、随時書類監査を実施しました。

3 監査の意見

財務に関する事務の執行等については、概ね適正であると認められましたが、一部に検討、改善を要する事項が見受けられました。なお、検討、改善を要する事項及び意見は次のとおりです。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略しました。

【共通事項】

1 監査資料の不備について

監査資料における重点事業の記載漏れ、数値等の誤り、また現状に沿わない過年度監査資料からの間違った複写など、不備が多く見られました。

審査を行う上での重要な資料のため、事業内容の精査をしっかりと行って、訂正がないよう正確な資料を提出してください。

2 伝票起票について

会計事務上の負担行為伝票、調定票の未起票が大変多い状況でした。未起票によって、監査資料の数値が不正確なものとなり、適正な監査ができない状態となっています。

起票にあたっては、会計課からの通達を十分確認し、適切な時期に正確な処理をしてください。

3 郵便切手等の取り扱いについて(学校共通)

各学校の切手等の調査において、所有者不明の印紙を所持していたり、過剰な枚数の切手の所持をしている学校がありました。過去の定期監査においても指摘しておりますので、適正な管理に努めてください。

【個別指摘事項】

『企画部 移住交流推進課』

1 移住体験住宅の運用について

行政財産の目的外使用許可により管理運営をしている移住体験住宅について、要綱・要領には「連続した4日から8日の利用期間」と記載されており実態との相違が見受けられます。当該財産の用途又は目的を妨げない適正な運用が必要と考えます。

『福祉部 子育て支援課』

2 保育料の未納者に対する事務処理について

保育料の未納者に対して、佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に則さない事務処理がされていました。関係法令を再度確認し、適切な対応に努めてください。

また、現年分保育料滞納分に係る特別徴収については、公平性の観点を十分認識して検討することが重要であると考えます。

『経済部 耕地林務課』

3 財産区区域内交付金の取り扱いについて

佐久市財産区区域内活性化交付金交付要綱が制定されましたが、各財産区からの申請が、交付金対象事業に該当するかどうかの審査を適正に行うため、交付基準となる内規の再整備が早急に必要と考えます。

『学校教育部 北部給食センター』

4 設備改善計画の検討について

当該給食センター以外と比較して修繕料が著しく多い状況のなか、主に蒸気管破損による修繕が多いとの説明でした。

安定した給食の提供と調理員の安全確保が必須であることから、抜本的な設備改善計画の検討も必要と考えます。